

令和6年度 第9回 素材公売のご案内

入札日 令和7年2月19日(水)
入札開始 13時25分
入札締切 13時30分 即時開札
入札場所 吾妻森林管理署 入札室

樹種	物件数	材積(m ³)
スギ		
ヒノキ		
カラマツ		
低質材N	3	711.473
低質材L	1	128.875
その他		
計	4	840.348

素材公売のお知らせ

- 吾妻森林管理署ホームページに掲載しておりますので、御利用下さい。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/agatuma/index.html>)
- 本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものです。
- すべての土場において除雪予定はありませんので、了承のうえ入札してください。

〒377-0423 群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1

吾妻森林管理署

電話番号:0279-75-3344 FAX番号:0279-75-3346

公売公告

令和7年2月4日

分任契約担当官
吾妻森林管理署長 山本 道裕

下記のとおり素材の一般競争入札を実施します。
販売物件明細書及び国有林野事業林産物売買契約約款を参照し現物熟覧のうえ、国有林野の産物
売払規程（昭和25年5月17日農林省告示第132号）及び関東森林管理局署等競争契約入札心
得を厳守し入札して下さい。

記

- 1 入札及び開札の日時
令和7年2月19日（水）
入札開始 13時25分
入札締切 13時30分 締切後即時開札
- 2 入札及び開札の場所
吾妻森林管理署 入札室
- 3 郵便入札
認めます。
(1) 送付場所
〒377-0423
群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1
吾妻森林管理署
(2) 到着期限
令和7年2月19日（水） 10時00分 必着
*上記の期限以後、到着したものは、無効とします。
(3) その他留意事項
封筒を二重にして内封筒に入札書を入れ、外封筒には「素材公売入札書在中」と朱書
し、書留または配達証明でお送り下さい。
- 4 入札物件
次の事項については、別添「販売物件明細書」のとおりです。
ア 売払番号
イ 物件所在地
ウ 産物の種類及び数量
- 5 入札参加者の資格
令和2年度から令和6年度の林産物の売払いに係る資格確認の交付を受けている者に限り
ます。但し、次の事項に該当する者は参加することが出来ません。
(1) 予算決算及び会計令第70条に該当する者。
(2) 予算決算及び会計令第71条に該当する者。
(3) 開札日に、関東森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者。
- 6 入札保証金
免除します。
但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額の100分の5に相当する違約金を徴収
します。なお、この場合、競争参加資格の取り消し、又は付与しないことがあります。
- 7 契約保証金
免除します。
- 8 入札金額及び消費税
(1) 入札金額は消費税抜きの金額を記入して下さい。誤って消費税を加算した金額を記入した
場合でも入札は有効とし、入札後には誤りの訂正及び取消は認めないので注意願います。
(2) 入札書に記載された金額に消費税相当額10%を加算した金額（円未満の端数切捨て）を
もって落札金額及び契約金額とします。
なお、契約締結以降、当該契約において特に契約書等で金額が明示されているものを除き
、当該契約に係る違約金、延滞金、率で表わされるものについては、全て消費税額が加算さ
れた総契約額が対象となります。

9 入札における留意事項

(1) 代理人の入札への参加

ア 委任状の提出

競争参加有資格者本人が入札当日出席せず代理人が入札に参加する場合は、「委任状」（別紙1－1）の提出が必要となり、委任状の提出のない者は入札に参加することはできません。

なお、年間を通じて代理人に委任する場合は、当該年度を有効とする「委任状」（別紙1－2）を提出すれば、入札の都度委任状を提出する必要はありません。

イ 入札書

「入札書」（別紙2）のとおり、入札者の住所、商号又は名称、代表者氏名を記入するとともに代理人氏名の記入が必要となります。なお、この場合には入札者の代表者印は不要です。

(2) 無効の入札

次の各号の一に該当する入札は無効とします。

ア 競争に参加する資格を有しない者のした入札

イ 委任状を持参しない代理人のした入札

ウ 所定の入札保証金の納付又は入札保証金に代わる担保の提供をしない者のした入札

エ 記名を欠く入札

オ 金額を訂正した入札

カ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

キ 明らかに談合によると認められる入札

ク 同一事項の入札について同一人が2通以上なした入札又は入札者若しくはその代理人が他の入札者の代理をした入札

ケ 入札時刻に遅れてした入札

コ 暴力団排除に関する誓約事項（別紙3）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札

サ その他入札に関する条件に違反した入札

(3) 落札者の決定

ア 開札は、指定した場所及び日時に、入札者の面前で行い、予定価格以上で最高の価格を持って入札した者を落札者とします。

ただし、落札となるべき入札をした者が2名以上のときは、直ちに「くじ」で落札者を決定します。

イ 落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても、受理しません。

また、どのような事由があっても落札を無効にすることはできません。

10 契約の成立及び締結期限

(1) 契約の締結は、契約書の作成を必要とし、双方記名押印した時に成立とします。

(2) 契約の締結期間は、以下とします。

令和7年2月20日（木）又は令和7年2月25日（火）から令和7年2月26日（水）

11 代金の納付期限

代金の納付期限は、契約締結日から起算して20日以内とします。

12 代金の延納

(1) 1件の売払契約代金が60万円以上の物件において、国の所有に属する物品の売払代金の納付に関する法律（昭和24年法律第176号）の定めるところにより認めます。

（年利1．10％）

延納利息代金の計算方法は以下のとおりです。

延納利息代金＝（契約代金×延納期間×延納利率）÷365日

ただし、分収林契約者の持分に係る代金については、延納は認めません。

(2) 延納担保の提供期限は契約締結日から起算して20日以内とします。

(3) 延納期限は、6ヶ月以内とします。

13 物件の引渡

(1) 物件の引渡期限は、国有林野の産物売払規程第34条第1項及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条第1項に基づき、代金の全部又は代金延納担保の提供があった日から15日以内とします。

(2) 物件の引渡は、買受人立会による引渡しをしないことについての買受人の同意を得られる場合には、国有林野の産物売払規程第34条第3項第2号及び国有林野事業林産物売買契約約款第7条3項に基づき、みなし引渡を特約することも可能です。この場合、代金の全部の納入のあったとき、または代金延納担保の提供があった時に引渡しがあったものとみなします。金融機関の発行する領収書等を吾妻森林管理署へ必ず提示してから搬出して下さい。

(3) 引渡を受けた時は、国有林野の産物売払規程第35条に基づき、引渡領収書を森林管理署長に提出して下さい。

14 搬出期間

搬出期間は、次のとおりとします。

- | | |
|------------------------------|-----|
| (1) 50 m ³ 未満 | 10日 |
| (2) 50～100 m ³ 未満 | 20日 |
| (3) 100 m ³ 以上 | 30日 |

15 各規程等の閲覧場所

(1) 販売物件明細書、契約書（案）

ア 販売物件明細書：吾妻森林管理署又は吾妻森林管理署ホームページで閲覧して下さい。

イ 契約書（案）：吾妻森林管理署で閲覧して下さい。

吾妻森林管理署のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/agatuma/index.html>

(2) 各規程等

ア 国有林野事業林産物売買契約約款

イ 国有林野の産物売払規程

ウ 関東森林管理局等競争契約入札心得

エ 各種様式（別紙1：委任状、別紙2：入札書）

上記ア～エは関東森林管理局のホームページにて閲覧できます。

関東局ホーム>公売・入札情報>林産物の売払情報

ホームページを閲覧できない方は、吾妻森林管理署 業務グループ（資源活用担当）

へお問い合わせ下さい。

関東森林管理局のホームページアドレス

<https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/index.html>

16 その他留意事項

(1) 入札参加者は、入札書の提出をもって「暴力団排除に関する誓約事項」（別紙3）に同意したものとします。

(2) 本物件は、売買契約書において「持続可能な森林経営が営まれている森林から合法的に伐採されたものである」ことを証明します。

(3) 発電用バイオマス証明は、売買契約書への記載をもって証明します。

(4) 適格請求書（インボイス）の交付について

ア 国は適格請求書発行事業者です。

イ 売買契約書に登録番号等の必要事項を記載しますので、納入告知書とあわせて適格請求書（インボイス）の交付とします。

詳細については下記ページをご覧ください。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokuyuurinya_invoice.html

(5) 物件の管理上、各山元土場の入口で施錠してあります。物件の熟覧又は引き取りの際には、前もって吾妻森林管理署にご連絡いただくようお願いします。

(6) 物件を運搬する車両が林道等を支障なく通行できるか確認のうえ入札してください。

(7) 待避所を含め公道での積み替えは危険なためご遠慮ください。

(8) 納入告知書は、財務省会計センターで一括発行し、本人に直接送付されます。到着までに相当の日数を要する場合がありますので、材の引き取りを急ぐ場合は契約を早めにしていただくようお願いします。

(9) 入札結果は、以下の期日までに当署ホームページに公表を予定しています。

なお、入札参加者に対しては、入札執行後に結果を通知します。

令和7年2月21日（金）8時00分

(10) 山元土場については積雪時搬出不可となります。搬出不可期間の日数分については搬出延期料の該当から除外します。

なお、全ての土場において除雪予定はありませんので、了承のうえ入札ください。

17 お問い合わせ

不明の点は、下記までお問い合わせ下さい。

<問合せ先> 吾妻森林管理署 業務グループ（資源活用担当）

電話番号 0279-75-3344

FAX番号 0279-75-3346

委任状

代理人氏名

上記の者を私の代理人として定め、下記権限を委任します。

記

1. 入札年月日

令和 年 月 日

2. 件名

令和 年度 第 回素材公売

3. 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

住所

商号又は名称

代表者氏名

分任契約担当官

吾妻森林管理署長 殿

注意： 代理人が入札を行う場合、必ず委任状を提出してください。

なお、当該年度を有効とする委任状（別紙 1－2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、委任状（別紙 1－2）は署等ごとに提出する必要があります。

別紙1－1 記載例

委任状

代理人氏名 ○○ ○○

上記の者を私の代理人として定め、下記権限を委任します。

記

1. 入札年月日

令和 7 年 2 月 19 日

2. 件名

令和 6 年度 第 9 回素材公売

3. 入札に関する一切の件

令和 7 年 2 月 19 日

【↑入札日を記載】

住 所 ○○県○○市○○番地

商号又は名称 株式会社○○

代 表 者 氏 名 代表取締役 ○○ ○○

分任契約担当官

吾妻森林管理署長 殿

注意： 代理人が入札を行う場合、必ず委任状を提出してください。

なお、当該年度を有効とする委任状（別紙1－2）を提出し、その代理人に入札させる場合は、本委任状を提出する必要はありません。

ただし、その場合、委任状（別紙1－2）は署等ごとに提出する必要があります。

委任状

私は、都合により _____ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

1. 入札に関する一切の件

令和 年 月 日

2. 委任期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名

分任契約担当官
吾妻森林管理署長 殿

委任状

私は、都合により 〇〇 〇〇 を代理人と定め、下記の権限を委任します。

委任事項

1. 入札に関する一切の件

令和 7 年 2 月 19 日

2. 委任期間

令和 7 年 2 月 19 日 ～ 令和 〇 年 〇 月 〇 日

令和 7 年 2 月 19 日

【↑入札日を記載】

住所 〇〇県〇〇市〇〇番地

商号又は名称 株式会社〇〇

代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇

分任契約担当官

吾妻森林管理署長 殿

別紙 2

入 札 書

第 番札

入札番号 第 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 7 年 2 月 19 日

分任契約担当官
吾妻森林管理署長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
(代理人)
氏 名

↑ 切取って入札して下さい。必要部数をコピーして下さい。 (切取線)

別紙 2

入 札 書

第 番札

入札番号 第 〇 号

億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
	¥	1	2	3	4	5	6	7

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に消費税相当額を加算した金額となること及び関東森林管理局署等競争契約入札心得を承知のうえ、入札します。

令和 7 年 2 月 19 日

分任契約担当官
吾妻森林管理署長 殿

【↑入札日を記載】

住 所 〇〇県〇〇市〇〇番地
商号又は名称 株式会社〇〇
代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
(代理人) 【委任状提出の場合は代理人の氏名】
氏 名 〇〇 〇〇

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

公売物件一覽表

令和6年度 第9回

令和7年2月19日（水）入札

0	840.348
---	---------

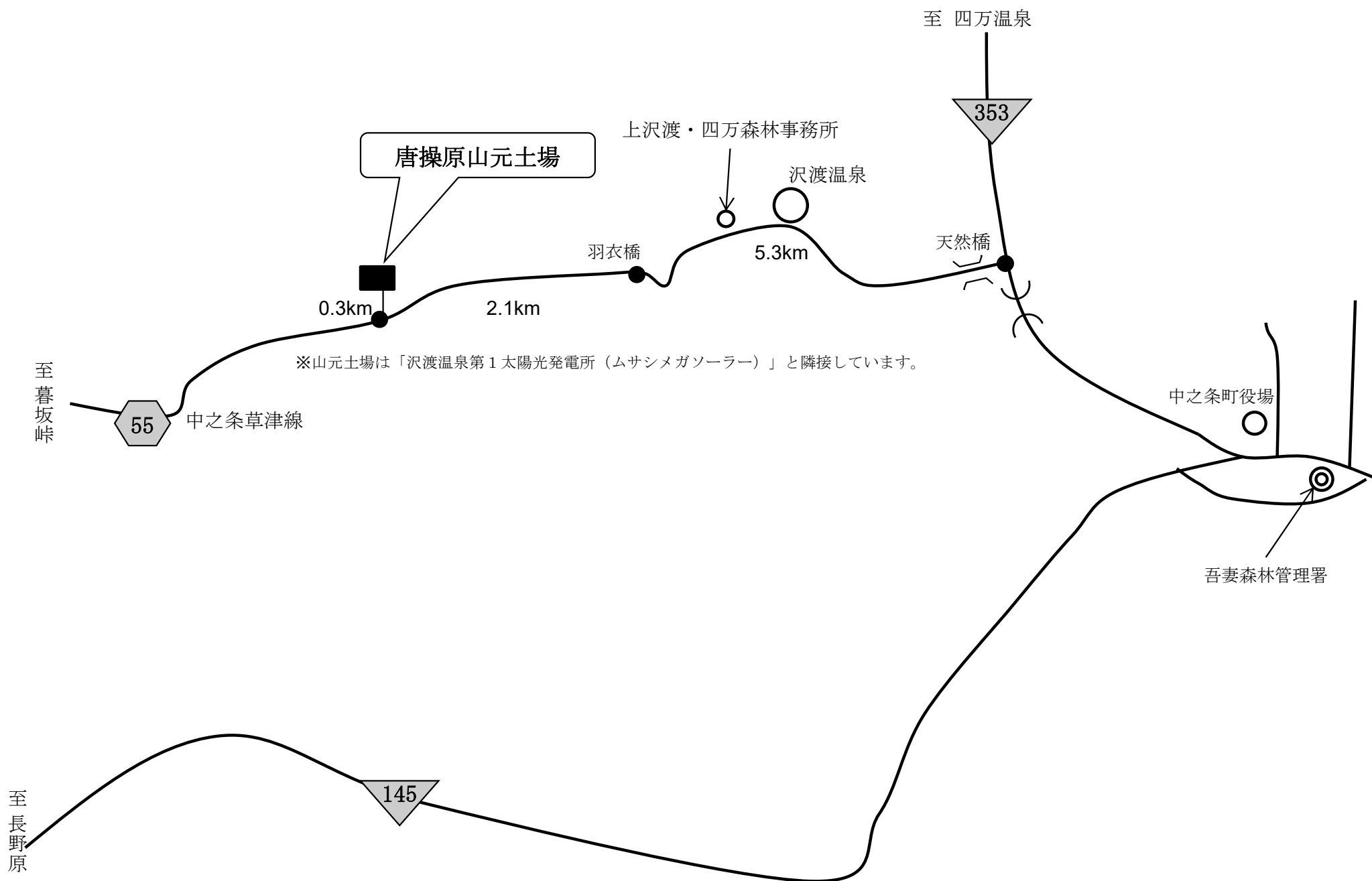
吾妻森林管理署

[illegible]

○memo



唐操原山元土場位置図



桤山配置図（唐操原山元土場）

入札
番号

至
暮坂峠

県道55号中之条草津線

至
沢渡

1

通路
1段目

1

2

2

2

通路
2段目

通路
3段目

1

3

3

3

3

唐操原林道

通路
4段目

通路
5段目

4

4

＊ ＊ 販売物件明細書 ＊ ＊

関東森林管理局
吾妻森林管理署

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
06	009	001	06-02-001

(単位：長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	樁番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要	
唐操原山元	06-019002	四万	低質材 L	40	低質材	2.00	1 ～ 999	原 L	0	68.957	0.000		
						樹 種 計			0	68.957	0.000		
						樅 計			0	68.957	0.000		
唐操原山元	06-025020	四万	低質材 L	50	低質材	2.00	1 ～ 999	原 L	0	43.574	0.000		
						樹 種 計			0	43.574	0.000		
						樅 計			0	43.574	0.000		
唐操原山元	06-088011	唐操原	低質材 L	53	低質材	2.00	1 ～ 999	原 L	0	16.344	0.000		
						樹 種 計			0	16.344	0.000		
						樅 計			0	16.344	0.000		
									評 定 番 号 計	0	128.875	0.000	

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
06	009	001	06-02-001

	入札 枚数	3 番札		2 番札		1 番札	
		氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額
初							
再							



＊ ＊ 販売物件明細書 ＊ ＊

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
06	009	002	06-02-002

関東森林管理局
吾妻森林管理署

(単位：長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	樁番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要	
唐操原山元	06-009004	四万	低質材N	47	低質材	2.00	1 ～ 999	原N	0	70.836	0.000		
						樹 種 計			0	70.836	0.000		
						樅 計			0	70.836	0.000		
唐操原山元	06-021002	四万	低質材N	43	低質材	2.00	1 ～ 999	原N	0	68.628	0.000		
						樹 種 計			0	68.628	0.000		
						樅 計			0	68.628	0.000		
唐操原山元	06-021005	四万	低質材N	43	低質材	2.00	1 ～ 999	原N	0	67.654	0.000		
						樹 種 計			0	67.654	0.000		
						樅 計			0	67.654	0.000		
									評 定 番 号 計	0	207.118	0.000	

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
06	009	002	06-02-002

	入札 枚数	3 番札		2 番札		1 番札	
		氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額
初							
再							



＊ ＊ 販売物件明細書 ＊ ＊

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
06	009	003	06-02-003

関東森林管理局
吾妻森林管理署

(単位：長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	桧番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
唐操原山元	06-023019	四万	低質材N	51	低質材	2.00	1 ～ 999	原N	0	61.402	0.000	
						樹 種 計			0	61.402	0.000	
						桧 計			0	61.402	0.000	
唐操原山元	06-023020	四万	低質材N	51	低質材	2.00	1 ～ 999	原N	0	67.617	0.000	
						樹 種 計			0	67.617	0.000	
						桧 計			0	67.617	0.000	
唐操原山元	06-023021	四万	低質材N	51	低質材	2.00	1 ～ 999	原N	0	76.752	0.000	
						樹 種 計			0	76.752	0.000	
						桧 計			0	76.752	0.000	
唐操原山元	06-026016	四万	低質材N	47	低質材	2.00	1 ～ 999	原N	0	80.334	0.000	
						樹 種 計			0	80.334	0.000	
						桧 計			0	80.334	0.000	
評 定 番 号 計									0	286.105	0.000	

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
06	009	003	06-02-003

	入札 枚数	3 番札		2 番札		1 番札	
		氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額
初							
再							



＊ ＊ 販売物件明細書 ＊ ＊

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
06	009	004	06-02-004

関東森林管理局
吾妻森林管理署

(単位：長級 m, 径級 cm, 材積 m³)

物件所在地	樁番号	産 地	樹 種	林齢	材の区分	長 級	径 級	品 等	本 数	材 積	単材積	摘 要
唐操原山元	06-088010	唐操原	低質材N	53	低質材	2.00	1 ～ 999	原N	0	67.991	0.000	
							樹 種 計		0	67.991	0.000	
							樅 計		0	67.991	0.000	
									0	67.991	0.000	
唐操原山元	06-089010	唐操原	低質材N	49	低質材	2.00	1 ～ 999	原N	0	150.259	0.000	
							樹 種 計		0	150.259	0.000	
							樅 計		0	150.259	0.000	
							評 定 番 号 計		0	218.250	0.000	

公売年度	公売回数	入札番号	評定番号
06	009	004	06-02-004

	入札 枚数	3 番札		2 番札		1 番札	
		氏名	金額	氏名	金額	氏名	金額
初							
再							



森林内で作業される 事業者のみなさまへお願いします。

**本県の山林においてCSF(豚熱)ウイルスに
感染した野生イノシシが確認されています！**

CSFウイルスは、感染した野生イノシシのフンにも混ざっているため、靴底や衣服、車のタイヤなどに付着した土などによって運ばれる可能性があります。感染拡大を防ぐため、作業終了後、靴底やタイヤの土をよく落としてください。

土の中にウイルス
がいる可能性が！



- 作業場所から引き上げる時、車両等に乗る前に、作業靴の裏、作業着、道具等に付着した土をよく落としてください。
- **靴底や、車両のタイヤなどは可能な限り、洗浄・消毒をお願いします。**
- 山林内に入った後は養豚場へ近づかないようお願いします。
- 死亡している野生イノシシを発見した場合はお手数ですが、下記まで連絡をお願いします。

CSF(豚熱)とは

CSFウイルスにより起こる豚、イノシシの熱性伝染病で、強い伝染力と高い致死率が特徴です。

感染豚は、唾液、涙、ふん尿中にウイルスを排出し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法が無く、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で家畜伝染病に指定されています。

豚・イノシシの病気であり人には感染しません。